

会 議 録

1 会議名

上越市入札監視委員会 令和4年度第3回会議

2 議題（公開・非公開の別）

【開会】（公開）

【報告】（公開）

(1) 発注状況について（市発注）

（ガス水道局発注）

(2) 指名停止措置状況について

【審議】（公開）

抽出案件の審議について

3 開催日時

令和4年12月22日（木）午後1時30分から午後3時20分まで

4 開催場所

上越文化会館 4階 大会議室

5 傍聴人の数

0人

6 非公開の理由

なし

7 出席した者（傍聴人を除く。）氏名（敬称略）

・委員：今本啓介、小林祐子、池田智士、井部祥子、岩井文弘、上原みゆき

・事務局

上越市：柳澤財務部長、今井契約検査課長、鋤柄副課長、石野係長、荒川係長、
春日主任

ガス水道局：山田総務課長、新部副課長、城川係長、岡田主任、小林主任
（審議案件担当課等）

建築住宅課営繕室：前角室長、高橋主任

生活環境課：星野係長

柿崎区総合事務所産業グループ：小林副主任、薩美主事

教育総務課：力久係長

柿崎区総合事務所建設グループ：福田主任

収納課：内山副課長、宮下主事

地域医療推進室：荻谷係長

ガス水道局建設課：今井係長

ガス水道局施設整備課浄水センター：三上係長、松矢主任

ガス水道局施設整備課北部営業所：馬場班長

ガス水道局維持管理課：水澤副主任

8 発言の内容

【開会】

今井課長： 本日は御多用中、また、お足元の悪い中、お集まりいただきましてありがとうございます。

本日の進行を務めさせていただきます、契約検査課今井と申します。よろしく願いいたします。

さて、新型コロナウイルス感染症については、当市においても、第8波ということで、連日、多数の感染者が確認されているところであります。このような状況下ではありますが、入札監視委員会による審議は、公平・公正な入札を確保するためには必要でありますので、本日お集まりいただいたところであります。今回も、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、マスクの着用をお願いするとともに、途中で換気を行いながら、効率的な会議の進行に努めてまいりたいと思いますので、皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

また、本日は、委員の皆様との任期内における最後の定例会となります。お手元に入札監視委員会市民委員の募集チラシを置かせていただきましたので、皆様からも広く周知いただければ幸いです。

それでは、令和4年度第3回会議の開催に当たり、柳澤財務部長の方から御挨拶申し上げます。

柳澤部長： 財務部長の柳澤です。本日は御参集いただきましてありがとうございます。また、足元の悪い中ありがとうございます。特に委員長におかれましては、遠方からありがとうございます。報道を見ますと新潟市の方がこちらよりも雪がたくさん降っているというようなことも知ることができます。今日だけ交通機関がきちんと動いていて、昨日まで良なくて、明日からまた大荒れになるという予報もあります。タイミングとしては良かったのかなと思っています。

さて、市内の経済状況、社会状況におきましては、市内の企業の皆様方、あるいは企業の業界の各団体の皆様方から、毎年様々な御要望や御意見を上越市としていただいています。ガス水道局も併せていただいています。その中でもやはりこの間は、コロナでの業績不振やあるいは人件費の高騰、資材の高騰、円安、さらに燃料費、そういったものの非常な値上がりということで、企業の皆様も非常に苦しい経営を強いられているということが伝えられています。ちなみに我が上越市も公共施設の電気・燃料関係で、この12月議会において5億円を超える燃料費の補正予算を計上しまして、当初の予算よりも1.3倍から1.4倍くらいの燃料費の経費がかかっています。そういったことも含めて市内の社会情勢、経済情勢の苦しい中で、企業の皆様が元気に仕事をしていただいて、会社を運営していただくために、我々公共事業の発注というものが、ここにきて非常に重要になってきてい

ると感じます。公共事業を受けていただいた好循環の中で市内企業の皆様からも税収を入れていただくような形を理想としています。そのためにも、この入札・発注、そして執行管理というものは今まで以上に大切になってきて、公平で公正なものが求められていくと考えています。

今日は、ガス水道局の案件も含めて 10 件抽出されています。これから審議をお願いいたしますが、毎回、慎重審議をお願いして御指導と御提言をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

今井課長： 部長は、これで退席させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、会議の開会の前に資料の確認をさせていただきます。まず、事前にお送りしました資料ですが、次第、資料 1-1 発注状況総括表市発注分、資料 1-2 発注状況総括表ガス水道局発注分、資料 2 指名停止措置状況の報告、資料 3 抽出案件の概要No.1 からNo.10 までです。そして、本日お配りしました委員名簿、座席表、委員募集チラシ、以上になりますが、過不足はありませんでしょうか。

今井課長： 続きまして、会議の出席委員数であります。本日の出席委員は 6 名、欠席はありません。したがって上越市入札監視委員会設置要綱第 7 条第 2 項の規定によりまして開会の要件である半数以上に達していることを御報告いたします。

それでは、只今から上越市入札監視委員会令和 4 年度第 3 回会議を始めさせていただきます。

なお、上越市では市政への理解と信頼を深め、開かれた市政を一層推進するために、審議会等の会議を原則として公開とし、市民の皆様から傍聴していただけるようにしていますので、あらかじめ御了解いただきたいと思っております。また、傍聴される皆様方におかれましては、会議中の御清聴について御理解と御協力をお願いいたします。

それでは、始めに今本委員長様から御挨拶をいただいた後、入札監視委員会設置要綱第 7 条第 1 項の規定に基づき、以降の進行については、委員長からお願いしたいと思います。今本委員長よろしくお願いいたします。

【挨拶】

今本委員長： 皆さんこんにちは。御多用の中、年末の中、御出席いただきましてありがとうございます。先ほどの話にもありましたが、上越市は全然雪がなくて驚いているのですが、新潟市は最近では 9 年振りくらいの大雪でかなり大変な状況に陥っているところです。会議に出席できるのかと思っていたのですが、今日だけは交通機関が動くということで、会議をやりなさいということなんだろうと思います。本日も活発な話し合いができればと思っています。

先日来、東京オリンピックでの(株)電通が中心となった談合が問題になっ

ていることでも分かるように、こういう公共契約というものは、やはり市民からの監視の目というのが必要になっていると思います。オリンピックの談合でも、なかなか談合があったかどうかというのは分からないところがありますので、我々がどこまで監視できるかというのは不十分なところもあるかもしれませんが、そういう中でもできるだけ間諜を見つけるということが、我々に課された任務であると心得ていますので、本日も活発な意見交換ができればと思っています。それでは本日もよろしく願いいたします。

【報告】

(1) 発注状況について

今本委員長： それでは、次第に沿って進めていきたいと思います。2 報告の(1)発注状況についてのうち、市発注分について事務局から説明をお願いします。

(市発注)

今井課長： 資料 1-1 に基づき説明

今本委員長： 只今の事務局の説明に対し、御質問や御意見等がありましたらお願いします。

岩井委員： 競争入札の電気工事の対前年比が、ほかの工事に比べて大きく増加していますが、もう少しそのところを詳しく説明いただけますでしょうか。

荒川係長： 制限付き一般競争入札を御覧いただきますと、電気工事の発注金額が前年度に比べ大きく増加しています。これについては、令和 4 年度は、スポーツ公園野球場の照明設備更新工事 2 億 8,820 万円、下水道センターの受変電設備改築工事 5 億 4,780 万円と大型契約がありましたので、発注金額が増えているということでもあります。

岩井委員： ありがとうございます。

今本委員長： ほかに御質問や御意見がありましたらお願いします。

全委員： (意見等なし)

今本委員長： なければ、続きまして、ガス水道局発注分について事務局から説明をお願いします。

(ガス水道局発注)

山田課長： 資料 1-2 に基づき説明

今本委員長： 只今の事務局の説明に対し、御質問や御意見等がありましたらお願いします。

全委員： (意見等なし)

(2) 指名停止措置状況について

今本委員長： なければ、続きまして、(2)指名停止措置状況について事務局から説明をお願いします。

今井課長： 資料 2 に基づき説明

- 今本委員長： 只今の事務局の説明に対し、御質問や御意見等がありましたらお願いします。
- 池田委員： 1 件目の(株)タマルヤの件ですが、契約解除は、(株)タマルヤの方から申出があったのでしょうか。
- 今井課長： 仕様に沿った製品が、納入日の間近に納入できないことが分かりまして、(株)タマルヤが契約履行できないので、解除させてほしいという申出があったものです。
- 池田委員： 指名停止処分が1か月になっていますが、このほかに布前掛が納品されなかったことによる損害賠償のようなペナルティは請求するのでしょうか。
- 今井課長： 指名停止がペナルティになりますので、この処分だけになります。
- 池田委員： 損害は発生しなかったのでしょうか。
- 今井課長： 再度、日を改めて入札を行い、納品されましたので、時期は少し遅れましたが、市に大きな損害はなかったということです。
- 池田委員： 分かりました。
- 今本委員長： 布前掛は、何の布前掛なのでしょう。
- 今井課長： 給食調理員が調理するときの前掛です。現場ではポケットが無い方が衛生的で良いということで、仕様はポケット無しの物でしたが、(株)タマルヤはポケット有りの物しか調達できなかったということです。
- 今本委員長： 分かりました。
- 岩井委員： こうした契約不履行は、結構あるのでしょうか。
- 今井課長： 契約不履行は殆どありません。仮にあれば、このように指名停止という形で皆様に御報告することになります。工事では現場労働者が怪我をしたというケースはありますが、本件のように物が納品できなくてというのは珍しいケースになります。
- 岩井委員： 分かりました。
- 今本委員長： ほかに御質問や御意見がありましたらお願いします。
- 全委員： (意見等なし)
- 今本委員長： なければ、次第の3 審議に移りたいと思います。審議案件の2 件から3 件後に休憩を入れたいと思います。

【審議】

抽出案件の審議について

今本委員長： 今回の審議案件は、小林副委員長から10 件を抽出していただきました。小林副委員長におかれましては、お忙しいところありがとうございました。抽出理由については、資料の下段に記載してありますが、小林副委員長の方から補足説明をされる場合は、事務局説明の前をお願いします。

審議については、各案件について事務局が説明を行った後、委員の皆様から御質問をいただき、事務局が回答するという形で進めてまいりたいと

思います。案件の担当部局の担当者からも同席をいただいておりますが、同席されている担当の方は、発言される際、最初に部署名と名前を言っていただけてから、回答いただくようお願いします。

《No.1 資源ごみ等貯留施設新築工事》

今本委員長： それでは、No.1 の案件について事務局の説明を求めます。必要であれば、小林副委員長から抽出理由の補足をお願いしたいと思います。何か補足はありますでしょうか。

小林副委員長： ありません。

今本委員長： No.1 の案件は、落札率 100%の経緯が知りたいという理由で抽出していただきました。事務局から説明をお願いします。

鋤柄副課長： 本件は、予定価格 1 億円以上の工事でありますので、当市の共同企業体運用基準に基づき特定共同企業体による制限付き一般競争入札を行いました。入札の結果は、初度を含め 3 回入札を行いました。落札には至りませんでした。3 回目の入札で田中・大島共同企業体が応札した最低入札金額と予定価格との開差は 10.49%でした。

当市では、最低入札金額と予定価格との開差が概ね 10%以内であれば、随意契約に移行することができるかと定めています。また、適正な工期の確保が困難などの理由で改めて入札を行うことが適当でないとした場合は 20%を超えない範囲であれば、同じように随意契約に移行することができるかと定めています。

本件については、改めて入札を行うと施工が降雪時期となるおそれがありますので、田中・大島共同企業体との随意契約に移行することが適当と判断し、後日、価格交渉を行いました。相手方には入札金額と予定価格の差が 10%以上となっていること、これ以上契約が遅れると施工が降雪時期となるおそれがあることを説明し、このような状況で価格交渉に応じてもらえるか意向を確認した上で価格交渉を行いました。交渉では、当然のことながら、予定価格を伝えることはありません。今回、その場では回答をいただくことはできませんでしたが、持ち帰り検討していただいた結果、予定価格と同額の見積の提出があったもので、相手方の高い受注意欲と経費の圧縮に大変努力されたものと感じています。本件のように入札額が予定価格に達せず、入札から随意契約へ移行した場合、既に 3 回価格を提示し、その都度減額していただいた後の価格交渉となりますので、落札率が高くなる傾向にあります。当市としては、予定価格と同額の落札率 100%となったことは、あくまで交渉の結果であると認識しています。

今本委員長： 只今の事務局の説明に対し、御質問や御意見がありましたらお願いします。

井部委員： ほかの案件だと網掛けがしてあって見積徴取業者が分かるようになって

いいですが、この案件は、網掛けがないので、予定価格の決め方、この金額になった経緯を教えてくださいませんか。

鋤柄副課長： 本件は、建築一式工事となっていて、県の積算基準に基づき設計を組んでおり、業者から見積りをいただけていないため、網掛けにはなっていません。

井部委員： 入札を3回行っても予定価格とかなり金額が乖離している印象を受けます。これだけの業者が関わってそれぞれ積算して出した価格と予定価格に大変な差があった場合は、予定価格の決め方に問題がないか、次の入札にいかすために業者に聞き取りをして、どういった経費で積算がずれてしまったのかなどの調査はされるのでしょうか。

今井課長： 本件は、価格交渉をしています。その際にどうしてこのような開きが出たのかというヒアリングをしています。その中で業者からは、資材単価が非常に上がっている時期で、設計を組んでから入札まで1か月程度かかること、また、入札から実際に工事するまでに時間がかかることから、積算単価と実際に業者が安全を見て見積った単価に少し乖離があったというような話がありました。

県の単価や公表されている単価を使うため、市として次回の入札に向けて単価を少し上げるようなことはできないので、そこが業者と市がそれぞれ設計する単価の差異になってくると考えています。特に今年は、資材単価がウクライナ情勢などで高騰しているのも、それが顕著に現れたのではないかなと考えています。

井部委員： 分かりました。

今本委員長： ほかに御質問や御意見がありましたらお願いします。

1,000万円近くの減額に応じてもらえましたね。

今井課長： 私が価格交渉しましたが、無理をしないでくださいというような話をさせていただき、相手方が当初提示した金額は予定価格に近い額ではありませんでしたが、持ち帰って検討したいとの申出があり、最終的にその価格の提示がありました。非常に頑張っていたと思います。

今本委員長： その分、品質が犠牲になっていなければよいと思いますが、分かりました。

ほかに御質問や御意見がありましたらお願いします。

全委員： (意見等なし)

今本委員長： なければ、No.1の案件は、これで終わりたいと思います。

《No.2 鵜の浜人魚館屋上防水改修工事》

今本委員長： 続きまして、No.2の案件は、落札率50%を切った経緯及び予定価格の設定方法という理由で抽出していただきました。小林副委員長から何か補足はありますか。

小林副委員長： ありません。

今本委員長： それでは事務局から説明をお願いします。

鋤柄副課長： 最初に、予定価格の設定方法ですが、本件は、施設屋上の雨漏りを解消するため屋上の一部を防水する改修工事で、仕様書による発注となっており、予定価格は、業者の参考見積を基に設定しています。

当市では、通常、入札を行う場合、2者以上の業者から参考見積を徴し、見積金額を比較して一番安い業者の価格を予定価格としており、本入札も2者から参考見積を徴し予定価格を設定しました。本件の参考見積業者は、シマツ防水(株)と(有)和田防水の2者で、予定価格は、シマツ防水(株)の金額を採用しています。実際の入札では、この両者は共に辞退していますが、落札業者の(有)イエヅカ建工は別として、他の応札業者3者の金額は、予定価格の91%から98%程度とほぼ同程度の価格となっており、また、提出された工事費内訳書を比較しても予定価格と同程度の経費が計上されていたことから、当市が設定した予定価格は実勢価格が反映された適正な価格であったと考えています。

次に、落札率が50%を切った経緯ですが、落札率が低入札価格調査の基準となる85%を下回ったため、工事担当課職員同席のもと、調査を行い、業者から提出された積算内訳書について、仕様内容に間違いがないか、提示された価格に誤りはないか、無理な経費の圧縮を行っていないかなどの聞き取りを行いました。業者からは、低価格となった理由について、防水工事を外注や下請けに出さず、自社で施工することで費用を抑えた、必要な利益を見込みつつ企業努力により経費を縮減したとの説明がありました。以上の調査を踏まえ、(有)イエヅカ建工の入札金額は適正なものであると判断し、入札結果どおり落札決定したものです。

契約後、工事は、仕様書どおり適切かつ順調に進められ、既に工事は完了していますが、現在も施設の使用に問題は生じていないことを担当課に確認しています。

今本委員長： 只今の事務局の説明に対し、御質問や御意見がありましたらお願いします。

小林副委員長： (有)イエヅカ建工が自社で施工することで入札金額が抑えられたという説明がありましたが、入札金額が概ね予定価格の90%前後の業者は、外注に頼るような形で入札されていたのでしょうか

鋤柄副課長： 各業者の内訳書等を見ても、外注に出すかどうかまでは確認することはできません。(有)イエヅカ建工に対する低入札価格調査で、対面にて聞き取りした中で伺ったことですので、おそらく、この金額の差を見ますと、その辺りが大きかったのではないかと考えています。

小林副委員長： 分かりました。

今本委員長： ほかに御質問や御意見がありましたらお願いします。

池田委員： 参考見積りを出したシマツ防水(株)や(有)和田防水は、初めから入札に参加しない予定で、見積りだけ提供したということなののでしょうか。

鋤柄副課長： 参考見積りをいただいた時点で、入札の意思があるかどうかという確認まではしていませんが、辞退した業者を見ますと、防水の専門業者が多く、これは推測でしかありませんが、ちょうど8月の天候の良い時期で、おそらくほかに抱えている工事や技術者、資材の調達、重機の手配などが間に合わなかったのではないかと推測しています。

池田委員： 分かりました。参考見積りをお願いする業者は、任意で選んでいるのでしょうか。

鋤柄副課長： 任意で選んでいます。

池田委員： 分かりました。

今本委員長： ほかに御質問や御意見がありましたらお願いします。

参考見積りの業者は、会社名に防水とついているので、下請に出すことはあまり考えられないと思うのですが、大分金額に差があるので辞退した経緯は分かりません。

鋤柄副課長： 防水のほか、仮設工事や撤去工事もあり、建築を行っている業者もいますので、各業者の得意分野なども関係するのではないかと考えています。

今本委員長： 答えにくい質問だと思います。分かりました。

荒川係長： 私が(有)イエヅカ建工の低入札価格調査を行いました。その中で(有)イエヅカ建工からは、足場の設置や撤去材の運搬など自社の得意とされているところで経費を抑えることができたという説明がありました。

今本委員長： ほかに御質問や御意見がありましたらお願いします。

全委員： (意見等なし)

今本委員長： なければ、No.2の案件は、これで終わりたいと思います。

一旦ここで換気も兼ねて休憩をとりたいと思います。再開時刻は、5分後の14時20分に再開します。

《休憩》

《再開》

《No.3 水族博物館マゼランペンギンミュージアム土壌入替修繕(その2)工事》

今本委員長： それでは再開したいと思います。

No.3の案件は、複雑な工事にもかかわらず、落札率100%になった経緯という理由で抽出していただきました。小林副委員長から何か補足はありませんでしょうか。

小林副委員長： ありません。

今本委員長： それでは事務局から説明をお願いします。

鋤柄副課長： 本件は、建築一式工事としており、水族博物館のマゼランペンギンミュージアムの排出性を改善するため、土を玉砂利に入れ替えるとともに、新

規に排水柵を設置する工事で、屋上緑化部の壁面防水やドレーン部防水にも関わる工事となっています。水族博物館は、建築的に複雑かつ特殊な構造をしているため、適切な施工と品質の確保を図るには、この施設の構造を熟知している施工業者が最も適していると考え、また、元施工業者による施工であれば、建設から10年間の防水保障が継続されることから、財務規則第135条第3項第2号のその性質又は目的が競争入札に適しないものとして、水族博物館の元施工業者の構成員でマゼランペンギンミュージアムの施工を担当していた田中産業㈱と随意契約を行ったものです。予定価格については、施工可能な業者は田中産業㈱のみであったことから、田中産業㈱から参考見積を徴し、予定価格を設定しており、本見積が参考見積と同額であったことから、落札率が100%となったものです。

今本委員長： 只今の事務局の説明に対し、御質問や御意見がありましたらお願いします。

保証期間中の工事というのは、今回の工事内容は、保証には入っていなかったということなのでしょうか。

教育総務課

力久係長： 今ほどの御質問は、元々の保証対象に後から手を加えた場合、その部分の保証が継続されるかということによろしいでしょうか。

今本委員長： そうではなくて、保証期間中の工事ということですが、保証内容の工事ではなかったのかということです。

教育総務課

力久係長： 保証内容の工事ではありません。

今本委員長： この施設の構造を熟知しているから、この業者を選んだということでしょうか。

教育総務課

力久係長： 元施工の業者が施工しないと、そこに何かあった時には、元の保証が継続されないということになりますので、保証を継続するために、元施工の業者の責任のもとにおいて施工を行う必要があるということです。

今本委員長： 分かりました。ほかに御質問や御意見がありましたらお願いします。

全委員： (意見等なし)

今本委員長： なければ、No.3の案件は、これで終わりたいと思います。

《No.4 吉川区(東部、南部)市道草刈業務委託》

今本委員長： 続きまして、No.4の案件は、本件以外にも草刈業務は100%での落札が多いという理由から抽出していただきました。小林副委員長から何か補足がありますでしょうか。

小林副委員長： この案件のほかにも草刈関係の業務が何件かありましたが、業者は違っても、落札率100%で落札されています。どういう仕組みになっているの

か、どういう見積が入るのか、なぜ、落札率 100%が多いのかと思い、この案件を代表して抽出しました。

今本委員長： それでは事務局から説明をお願いします。

石野係長： 今年度の 4 月から 10 月の除草や草刈などの委託業務の平均落札率を調べたところ、98.88%でした。他方、資料 1-1 の発注状況総括表の 2 ページにありますとおり、委託全体の平均落札率は、94.87%となっており、比較すると 4 ポイントほど高くなっている状況でした。

今回、草刈などの業務の参考見積の内訳を改めて確認したところ、作業員の経費や草刈り機の賃料などがありましたが、ほかの委託業務と比べると単純な業務のためか、かなり積算項目が少なく、また、業務に係る経費については、県が決めた県単価が示されていて、ここからは推測ですが、あとは作業の延長や面積などから単純に機械的に計算できることから、入札金額との差異が生じるような要因もないため、高い落札率や本件のような落札率 100%での落札が多くなっているのではないかと考えます。

今本委員長： 只今の事務局の説明に対し、御質問や御意見がありましたらお願いします。

一番目の業者については、低入札価格調査の結果、落札者としないとあるのですが、どういう調査で落札者としないとされたのか、お聞かせいただければと思います。

石野係長： 調査をした結果、単純に間違えたという回答がありましたので、そこで調査を終了しました。

今本委員長： 広さを間違えたとか、そういうことなのでしょうか。

石野係長： 具体的には、お聞きしていませんが、間違えたということです。

今本委員長： 分かりました。ほかに御質問や御意見がありましたらお願いします。

井部委員： 選定理由が、参考見積業者及び除雪などで当該地域に詳しい業者を選定とあるのですが、詳しい業者というのは曖昧というか、どういう判断で詳しいとされているのか、今までは現場からの距離で選定されたということはありませんが、詳しい業者とする考え方や判断基準あれば教えていただきたいと思います。また、詳しいということが、入札においてどのようなメリットがあって、この理由になっているのかお伺いしたいと思います。

石野係長： 当該地域に詳しい業者ということで選定しましたが、ほぼ近隣若しくは近接区に所在する業者を選定しているという意味で、現場までの距離とほぼ同じ意味と考えていただきたいと思います。地域に詳しい業者を選定するメリットですが、入札というよりもどちらかという業務をしていた中で、現場を熟知していただいていた業者の方が、よい仕事ができるという漠然とした言い方ですが、細かい所に気を配っていただきながら、行き届いた仕事ができると考え、選定いたしました。

井部委員： 選定理由として書かれた書き方、表現が、現場までの距離とした時と、

地域に詳しいとした時があると、業者の中では自分の方が詳しいと思う業者もいるのではないかと感じたので、できれば、具体的に距離で決めたり、地域に詳しいということについても具体的に皆が納得するような形で指名選定した方がよいのではないかと。この案件をどうにかして欲しいということではなくて、意見としてそのように思いました。

石野係長： 地域に詳しいというのは、除雪などで、この付近若しくはこの場所について何らかの関わりを持っている業者という意味で、詳しいという表現を使わせていただきました。参考にさせていただきたいと思います。

井部委員： ありがとうございます。

岩井委員： 入札とは直接関係ない質問になりますが、この地区は、吉川区の川谷ですが、単純に考えますと吉川区の総合事務所の担当部署から発注するものではないかと思っているのですが、担当課が柿崎区建設グループとなっていますので、これは担当課ということなのでしょう。それともこういうグループは別にあるのでしょうか。

石野係長： 上越市の組織といたしまして、建設グループと産業グループというのが1つの区に集約されていまして、今回の柿崎区ですと、柿崎、吉川、大潟の3区の産業と建設について、柿崎区の建設グループ若しくは産業グループが一括して担っています、それぞれの区には産業や建設の直接従事する人員は配置されていません。

岩井委員： 柿崎区と吉川区と大潟区の3つを一緒にしたものだからグループという名前がついているということでしょうか。

今井課長： 総合事務所ですと何々課という名称ではなく、また、係を班と呼んでいます。木田庁舎では何々係というところを、総合事務所では総務班や産業建設窓口班などとしています。その班が集まったものをグループとしていて、木田庁舎では課に当たります。そのようなイメージ、名称で組織を作っていますので、柿崎区建設グループは、イメージとしては柿崎区の建設課のようなものです。よく聞かれる名称と違いますので、少し分かりづらい部分がありますが、13区はそういう組織運営をしています。

岩井委員： 分かりました。

今本委員長： ほかに御質問や御意見がありましたらお願いします。

全委員： (意見等なし)

今本委員長： なければ、No.4の案件は、これで終わりたいと思います。

《No.5 地方税共通納税システム対象税目拡大に伴うシステム改修業務（収納業務）委託》

今本委員長： 続きまして、No.5の案件は、本件ほか同種業務に係る案件が、ほぼ100%で落札されているという理由で抽出していただきました。小林副委員長から何か補足はありますでしょうか。

小林副委員長： 例えば、物品購入であれば、単価はこれくらいということで、落札率

100%も出ないことはないと思いますが、役務契約で、落札率が100%ではない契約もありましたが、ほぼ落札率100%で落札されているというところが少し気になりました。

今本委員長： それでは事務局から説明をお願いします。

石野係長： 当該業務は、令和4年度の税制改正に伴い、電子納付できる対象税目が拡大されることから、市の既存システムの新機能の追加や納付書のレイアウト変更など国のシステムと互換性のあるデータを作成するための改修業務委託となっています。同じくほかの業務についても、国民健康保険税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税種別割、個人住民税の4件についても同様の業務となっています。

選定理由は、資料に記載のとおり、開発業者であり保守管理業者である(株)BSNアイネット上越支社のみが改修可能であるとのことから、当該業者との随意契約といたしました。

抽出理由に対する回答ですが、本件に限らず一般的にこういったシステム改修や保守などは、上越市側とシステム開発事業者との間で、あらかじめ作業内容や作業工程など業務の細部を綿密に打ち合わせた上で、参考見積を徴していることから、見積金額との差が開きにくいのではないかと考えています。

今本委員長： 只今の事務局の説明に対し、御質問や御意見がありましたらお願いします。小林副委員長、よろしいでしょうか。

小林副委員長： 分かりました。

今本委員長： 一点確認ですか、ほかにもこういう案件があるということですが、ほかの案件の業者は違うということでしょうか。

石野係長： ほかの業務についても当市のシステムを開発したのは、(株)BSN アイネットでありまして、本件と合わせて5件ですが、全て(株)BSN アイネット上越支社との契約となっています。

今本委員長： 分かりました。当初、システムを導入するときに、こうしたシステム改修の費用について業者から説明はあるのでしょうか。

今井課長： 全般的な話をさせていただきますと、通常、市が新たにシステムを導入する時は、プロポーザル方式などで業者を決定します。今回のような既存のシステムを改修するということになると開発した業者しか改修できません。税制改正があると、その内容に対応した機能を追加するためのシステム改修は、開発業者でなければ分かりませんので、制度に合うようにきちんと打合せをして改修に係る費用を業者が見積り、それを予定価格にします。予定価格と実際の契約額が100%になるということです。

今本委員長： 分かりました。予定価格は、今後も業者から提示されるとおり金額になるということでしょうか。

今井課長： 事業担当課は、予定価格のために参考見積を取りますが、その参考見積

の内容をきちんと精査して、内容に誤りがないか、過大な積算がないかなどを確認して、予定価格を設定しますので、この案件は、同額になりました。本見積の際には端数を切るようなことも見られますが、基本的には、ほぼ予定価格と契約額は同額になるという状況です。

今本委員長： 分かりました。ほかに御質問や御意見がありましたらお願いします。

全委員： (意見等なし)

今本委員長： なければ、No.5 の案件は、これで終わりたいと思います。

《No.6 全身用エックス線 CT 診断装置（上越地域医療センター病院）》

今本委員長： 続きまして、No.6 の案件は、高額医療機器であり、指名競争入札の必要性が分からないという理由で抽出していただきました。小林副委員長から何か補足はありますでしょうか。

小林副委員長： ありません。

今本委員長： それでは事務局から説明をお願いします。

石野係長： この物品は、上越地域医療センター病院の全身用エックス線CT診断装置を新たに購入したものです。

今回の指名ですが、市内経済への波及を考慮して、入札参加資格者名簿に登録されている市内本社業者と市内に営業所を有する事業者で、医療機器の取扱いを希望する事業者を抽出いたしました。全 26 者のうち、補聴器専門業者と歯科器材専門業者の 2 者を除いた、24 者を抽出いたしました。このことから競争性が十分確保できると考え、指名競争入札といたしました。

今本委員長： 只今の事務局の説明に対し、御質問や御意見がありましたらお願いします。

小林副委員長： 私は、こうした医療機器について全然詳しくないのですが、こういう機械を入れたいという前提があって、そこに入札されるのでしょうか。それとも各業者によって、その機械の種類と違いますか、物が違うということはあるのでしょうか。

石野係長： 医療機器に限らず、ほかの機械もそうですが、かなり専門性が高い機械となっていて、実際使われる病院の医師が、メーカーとか機種を指定されます。その機種を取り扱うことができる業者が入札するという状況になっています。

小林副委員長： そうなると、機械は同じでも入札金額に 1000 万円以上の開きが出るものなのでしょうか。

石野係長： それぞれの業者によって、取扱いの得意なメーカーがあって、こうした大きな差が出ると聞いています。

小林副委員長： 分かりました。

上原委員： 何となくはイメージできるのですが、辞退と棄権にどのような違いがあ

るのでしょうか。

石野係長： 事前に若しくは当日に辞退する旨の連絡があった場合を辞退、特に連絡もなく、当日も会場に来られなかった場合を棄権として取り扱っています。

上原委員： 業者が辞退する場合、入札の直前まで参加するかどうか迷っているということもあるのでしょうか。

石野係長： 前もって辞退する旨を連絡される業者もいれば、ぎりぎりまで検討して直前で辞退の連絡をされる業者もいます。

上原委員： 分かりました。

今本委員長： ほかに御質問や御意見がありましたらお願いします。

全委員： (意見等なし)

今本委員長： なければ、No.6 の案件は、これで終わりたいと思います。

《No.7 ガス水道管入替工事》

今本委員長： 続きまして、ここからはガス水道局の案件になりますが、No.7 の案件は、本件のみならず、管入替工事は高額事業にもかかわらず、落札率が低いのはなぜかという理由で抽出していただきました。小林副委員長から何か補足はありますでしょうか。

小林副委員長： ありません。

今本委員長： それでは事務局から説明をお願いします。

小林主任： 先に、資料の訂正を一点お願いしたいと思います。No.7 の資料の下の方に業者名と入札金額を示した表がありまして、その右下に※印が2つ並んでいて、2つ目の※印に網掛けは参考見積徴取業者とありますが、本案件については、設計を組んでいますので参考見積を徴取しておりません。※印2つ目は誤りです。大変失礼いたしました。

それでは、No.7 ガス水道管入替工事について御説明いたします。この工事は、高土町1丁目他地内において、口径150ミリから50ミリまでのガス水道管を合わせて約550m布設するものです。

委員の抽出理由である、管入替工事は、高額事業にもかかわらず落札率が低いのはなぜかについて御説明いたします。まず、ガス水道管入替工事の発注方法について御説明いたします。ガス水道局では、道路に埋設するガス水道管の入替工事をガス水道本支管工事として、予定価格が130万円を超える案件については、制限付き一般競争入札で発注しています。ガス水道本支管工事では、国や県が定め公表している単価や歩掛り等を使用して設計書を作成しており、業者は、ガス水道局が設定する予定価格について、千円単位で積算することが可能となっています。また、最低制限価格についても算出方法を公表しており、設計額である予定価格に対して概ね85%となっています。業者は、当然ながら自社の利益を考慮した上で入札額を決定されますが、各社の受注意欲が強いことの表れなのか、現状では

多くのガス水道本支管工事において、複数の業者が最低制限価格と同額で入札され、抽選により落札者を決定しているのが実情です。この結果、ガス水道本支管工事の落札率は、概ね 85% となり、ほか工事と比較すると低くなっています。

今本委員長： 只今の事務局の説明に対し、御質問や御意見がありましたらお願いします。

入札額が全部、最低制限価格と同額になっていて、よくそこまで一致したと思わざるを得ないのですが、その辺りはどのように考えているのでしょうか。

城川係長： ガス水道本支管工事の設計額については、国や県が定め公表している単価や歩掛りをそのまま使用していき、見積単価についても使用しているものについては、その設計書に単価を添付していますので、業者の方で間違いなく計算すれば予定価格が算出できるようになっています。ガス水道本支管工事業者についても、入札に参加される業者は、ある程度固まってきたので、積算の方も慣れてきているというところもありまして、計算できるようになっていると思います。

今本委員長： 分かりました。ほかに御質問や御意見がありましたらお願いします。

小林副委員長： 業者が積算できる状態になっていて、ギリギリ制限価格と同額で入札しているということで、そうなると、ほかの入替工事も同様のことが起こっていて、入札参加者全員の入札額が、最低制限価格と同額となった場合は、抽選で決定することになるのでしょうか。

山田課長： そのとおりであります。ガス水道管工事は、抽選になるケースが非常に多い工種であります。

今本委員長： ほかに御質問や御意見がありましたらお願いします。

全委員： (意見等なし)

今本委員長： なければ、No.7 の案件は、これで終わりたいと思います。

《No.8 柿崎川浄水場ろ過池ろ過材入替工事》

今本委員長： 続きまして、No.8 の案件は、落札率が低すぎる、予定価格設定の経緯が知りたいという理由で抽出していただきました。小林副委員長から何か補足はありますか。

小林副委員長： ありません。

今本委員長： それでは事務局から説明をお願いします。

小林主任： この工事は、柿崎区上中山地内の柿崎川浄水場において、4 箇所あるろ過池のろ過材である砂及び砂利を入れ替えるものです。

委員の抽出理由である、落札率が低すぎる。予定価格設定の経緯が知りたいについて御説明いたします。まず、本案件については、設計額の算出に当たり、柿崎川浄水場という所は、過去に同様の工事を実施したことが

なく、見積りが困難であることが想定されたため、市内に本社又は営業所を有する業者 17 者に対して参考見積りが可能かどうか聞き取りを行い、4 者から対応できる若しくは詳細な仕様書を確認させてほしいとの回答を得ました。この時点では、落札業者である北栄建設(株)は、業務多忙により対応できないとのことでした。その後、4 者に参考見積りを依頼したところ、2 者から参考見積りの提出があり、そのうちの最低価格を設計額としました。参考見積り時に最低価格を提示した(株)大岩マシナリーに聞き取りをしたところ、県外に本社を有する設備の納入メーカーに見積りを依頼したとのことでした。このため、遠方から技術者の派遣や材料の運搬が必要となるため、見積額が高めになったものと思われます。これに対し、落札業者である北栄建設(株)に聞き取りをしたところ、材料や労務費等の見積りを地元業者に依頼したとのことでした。このため、経費の削減が可能となり、予定価格と比べて安価な入札額になったものと思われます。この結果、予定価格の設定が高めになり、落札率が低くなったものです。また、本件は落札率が 85%未満となったことから、低入札価格調査を行っており、提出された内訳書と聞き取り調査の結果から、適切に施工できるものと判断し、北栄建設(株)と契約しました。

なお、現場作業については計画どおりに完了しました。

今本委員長： 只今の事務局の説明に対し、御質問や御意見がありましたらお願いします。

業務多忙でなかったら、北栄建設(株)に参考見積りを依頼していたということになるのでしょうか。

城川係長： 北栄建設(株)から、仮に今回の入札額で参考見積りをいただければほかの会社と乖離があるものの、北栄建設(株)に内容を確認して、問題がなければ、それが予定価格になると思います。

今本委員長： 分かりました。ほかに御質問や御意見がありましたらお願いします。

全委員： (意見等なし)

今本委員長： なければ、No.8 の案件は、これで終わりたいと思います。

《No.9 新堀川架管修繕工事》

今本委員長： 続きまして、No.9 の案件は、ガス水道管入替工事と比べると落札率が高いという理由で抽出していただきました。小林副委員長から何か補足はありますでしょうか。

小林副委員長： ありません。

今本委員長： それでは事務局から説明をお願いします。

小林主任： この工事は、大潟区犀潟他地内において、新堀川に架かるガス水道管の防食補修を行うものです。

委員の抽出理由である、ガス水道管入替工事と比べると落札率が高い理

由について御説明いたします。まず、設計額の算出に当たり、担当課で仕様書を作成し、市内に本社を有する業者3者から参考見積の提出を受け、そのうちの最低価格を設計額としました。本件は、参考見積時の最低価格業者が、そのまま落札業者となったものです。落札業者に聞取りをしたところ、参考見積の時点で、最大限の経費削減を精査した価格であったことから、入札時は、値下げの余地が少なく、ほぼ同額での入札となったとのことであり、結果として落札率が高くなったものです。

No.7 の案件で御説明しましたとおり、ガス水道管入替工事では、設計単価や最低制限価格の算出方法が公表されていますので、落札率は、概ね85%程度となっていますが、本件は、仕様書により参考見積を徴して予定価格を算出しており、ガス水道管入替工事に比べ、落札率が高くなっているものです。

今本委員長： 只今の事務局の説明に対し、御質問や御意見がありましたらお願いします。

山田課長： No.7 の案件ところで、ガス水道工事は、最低制限価格と同額となることが多いと抽象的に申し上げましたが、令和3年度の実績で申し上げますと、ガス水道局で発注した制限付き一般競争入札の工事は132件であり、このうち、ガス水道の本支管工事が128件となっています。制限付き一般競争入札のうち、最低制限価格と同額で契約を締結した件数は127件、このうち、本支管工事が127件となっています。最低制限価格と同額で契約を締結した件数は、本支管工事128件のうち、127件となります。127件については、1者しか入札に参加しなかった場合は、抽選はありませんので、127件のうち、抽選で決定したものは121件でありました。単価や歩掛りを全て公表しており、業者の受注意欲が高いことから、こうした状況になっているものと思います。

今本委員長： 補足していただき、ありがとうございました。

ほかに御質問や御意見がありましたらお願いします。

全委員： (意見等なし)

今本委員長： なければ、No.9 の案件は、これで終わりたいと思います。

《No.10 ガスメーター（修理品）購入（その2）》

今本委員長： それでは最後になりますが、No.10 の案件は、物品なのに予定価格と落札価格の差が大きいという理由で抽出していただきました。小林副委員長から何か補足はありますでしょうか。

小林副委員長： ありません。

今本委員長： それでは事務局から説明をお願いします。

岡田主任： この物品購入は、計量法に定められている検定期間である10年を過ぎた使用済ガスメーターを修理し、再度検定を受けたものを1,157個購入する

ものです。

委員の抽出理由である、物品なのに予定価格と落札価格の差が大きい理由について説明します。予定価格の算出に当たっては、担当課において、本案件で指名した14者のうち、市内本社業者1者及び市内営業所業者2者の合計3者から事前に参考見積をいただき、そのうちの最低価格を予定価格としました。その後の入札における入札額については、資料に記載のとおりです。落札業者に、参考見積額と入札額の乖離について確認したところ、参考見積額及び入札額とも、ガスメーターの修理を行うメーカーから提示される価格を基に価格を算出したものであるとのことでした。具体的には、参考見積時においては、金属をはじめとする材料の価格変動が大きいため、メーカーとしては、安全を考慮して高めの価格を提示し、入札時においては、契約を前提とした安い価格で提示したとのことでした。このような理由から、予定価格と落札価格の差が大きくなったものと考えています。

今本委員長： 只今の事務局の説明に対し、御質問や御意見がありましたらお願いします。

岩井委員： この件とは直接関係ないかもしれませんが、以前にもこの予定価格と落札価格の乖離が非常に大きい案件がいくつかあったと思います。例えば、機械類や器具類、メーター類の時ですが、落札価格と予定価格に50%くらい差があった案件がいくつかあったと思います。安いことに越したことはないですが、たまたま、その業者の所に以前購入した物があったとか、そうした理由であったかと思います。そうした時に、市では、その機械類の機能や耐久性、購入年度などは調べるのでしょうか。

城川係長： 購入する品物のスペックなどは、仕様書に細かく定めています。新品であるとか、材料はどういう物を使っているだとか、そうしたことを仕様書に細かく記載していますので、それをもとに業者に見積りを依頼しています。納品された物の検査・検品については、検査員が仕様書と相違がないかといったところを確認しています。

岩井委員： 製品が作られた年度というのも仕様書に記載しているのでしょうか。

城川係長： 製品が作られた年度までは仕様書には記載していませんが、どういった物を具備しているというのは記載しています。ガスメーターですと、使用期限というものがあまして、10年となっていますが、その10年を過ぎる日というのは、ガスメーターに記載があります。

岩井委員： 素人の単純な考えですが、購入する方に見れば、安いことに越したことはないのですが、機械や物品が作られた年度が、ある程度新しい物がよいわけで、そうしたところの点検が必要ではないかと思います、私の個人的な感想です。

山田課長： 物品の購入で申し上げますと、まず、参考見積という形でいくつかの業者

から見積りをいただきます。その中で、例えば、いただいた3者の中の一番安い価格を提示された業者の金額を採用して予定価格を設定しています。本番の入札には、この3者以外にもいろいろな業者が入ってきます。例えば、入札参加者が10者であった場合、参考見積を提示いただいた業者も参加されますが、参考見積において、その3者が割と高めの金額を提示して、その中でも一番安い価格を予定価格として設定したとしても、ほかの7者からもっと安い金額の提示があった場合には、非常に低い落札率になります。逆に、参考見積をいただいた業者が割と低めの金額を提示した場合には、非常に高い落札率になりますので、入札を執行しなければ分からない部分も多分にあるということです。参考見積をいただいた業者と本番の入札に参加した業者が同じ業者であった場合は、割と100%に近い90数%というような形で落札されるという現象が多いということです。落札率が低くなるということは、参考見積を提示した業者とは別の業者が低い金額を入れるというケースが多い傾向があると思います。

岩井委員： 私が申し上げているのは、落札の件ではなくて、実際に予定価格の半分くらいの金額で落札しているケースがあって、そうした時に、品物が比較的新しい物で、機能も問題がないかどうか、その辺のところはどのように点検されているのかというのが、私の質問です。

新部副課長： ガス水道局では、本件のガスメーターのほか、水道メーターも購入しています。当然のことながら、メーターに基づいてお客様から料金をいただいていますので、計量法に定める誤差の範囲に収まっていない物は、検定済みということにはなりません。本件は、修理品ですが、適正な流量を計算できる性能がなければ検定済みにはなりませんので、修理品であっても、検定済みのシールが貼ってある物が納められています。先ほども説明いたしました。ガスメーターについては、検定の満期が10年になっていますので、10年間は正しい精度で計算できるメーターが納品されているということで御理解いただきたいと思います。

岩井委員： 大体分かりました。

今本委員長： ほかに御質問や御意見がありましたらお願いします。

全委員： (意見等なし)

今本委員長： なければ、No.10の案件は、これで終わりたいと思います。

以上で今回の審議は全て終了しました。事務局から何かありますでしょうか。

【閉会】

今井課長： 追加の案件等はありませんが、委員の皆様の任期内における定例会は、先ほど申し上げたように今回の会議をもって最後となります。ありがとうございました。最後に今本委員長から御挨拶をいただきたいと思います。

今本委員長： 今回の任期が終わるに当たって一言挨拶をしたいと思います。この度、

委員をお引き受けいただき、ありがとうございました。2年間という短い期間ではありましたが、いろいろと議論ができて良かったと思います。新型コロナが終息しない中での開催ということで、事務局にも多大な御苦勞をおかけしたと思います。議論もスピードアップを図ろうということで、特にこの2年間は取り組んできたところではありましたが、議論が白熱すると長くなりがちで、委員の方々には非常に負担をかけたのではないかと考えています。私も、委員は今回で4期目になりますが、よく見る案件ももちろんありますが、新しく知ることが毎回あって、私自身も非常に勉強になっているところです。今回、委員の方々におかれましては、任期が終了ということではありますが、入札については、このような議論がされているということ、これを機会に知ったわけですので、今後とも何か契約等を見る際には、今回のことを思い浮かべながら、良いのかどうかということを見ていただければと思います。以上で挨拶とさせていただきます。お疲れ様でした。

今井課長：　ありがとうございます。これまで令和3年4月から2年に渡って、上越市の入札及び契約手続における客観性及び透明性の向上並びに公平性の確保に御尽力いただき、誠にありがとうございました。事務局を代表して、一言皆様にお礼申し上げます。ありがとうございました。

なお、委員の皆様におかれましては、任期は、来年3月31日までとなっていますので、それまでの間、委員会の所掌事項である、当市が発注した工事等の入札及び契約手続並びに指名停止、警告又は注意喚起に係る再苦情があった場合には、委員長と相談した上で、お集まりいただく場合もありますのであらかじめ御了承いただきたいと思います。

事務局からは以上です。

今本委員長：　それでは、これで本日の会議、今回の任期の定例会については、これで終わりたいと思います。皆様お疲れ様でした。

9 問合せ先

契約検査課

TEL：025-520-5644

E-mail：keiyakukensa@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料も併せてご覧ください。